

高知市団体旅行客誘致促進給付金給付要綱を次のように定める。

令和3年10月1日

高知市長 岡崎 誠也

## 高知市団体旅行客誘致促進給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少している本市への旅行客の増加により、本市の観光関連事業者の需要を喚起するため、本市の区域内（以下「市内」という。）に存する宿泊施設での宿泊を伴う募集型企画旅行を企画及び販売する事業者に対し、高知市団体旅行客誘致促進給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて宿泊事業を営む施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を行う施設は除く。）をいう。
- (2) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けて旅行業を営む者をいう。
- (3) 募集型企画旅行 旅行会社があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊等の旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成し、パンフレットやインターネット等で旅行者を募集して実施する旅行であり、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - ア 令和3年11月19日から令和4年2月14日までの間（以下「対象期間」という。）に宿泊施設に宿泊するものであること。
  - イ 新聞折り込み、新聞広告、パンフレット、チラシ、WEB広告等を利用して募集の広告を行い、当該広告に給付金を受けて実施していることが明らかにされているものであること。
  - ウ 原則として添乗員が同行するものであり、1行程につき旅行客が8名以上であること。
  - エ 政治的活動若しくは宗教的活動又はコンベンションへの参加を目的とするものでないこと。
- (4) 人泊数 延べ宿泊者数をいう。

(実施主体)

第3条 給付事業の実施主体は、市とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす旅行者とする。

- (1) 募集型企画旅行を企画、販売及び実施（以下「実施等」という。）すること。
  - (2) 当該給付対象者が実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設に宿泊すること。
  - (3) 令和3年11月19日から令和4年2月14日までに、募集型企画旅行による合計の人泊数が100を超えること。
- 2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付対象者としなない。
- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
  - (2) 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税））を滞納しているとき。
  - (3) 債務者として破産、特別清算その他の倒産等に係る法律上の手続の開始について申立てをしたとき。

(給付金の給付)

第5条 市長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

- 2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の額は、給付対象者が実施等する募集型企画旅行の人泊数に5,000円を乗じて得た額を限度額として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(給付金の給付申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、高知市団体旅行客誘致促進給付金給付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請受付開始及び申請期限)

第7条 前条の申請の受付は、令和3年10月1日から行うものとする。

2 前条の申請の期限は、市長がやむを得ないと認める場合及び市長が別に定める場合を除き、令和3年11月1日とする。

(給付の決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めるときは高知市団体旅行客誘致促進給付金給付決定通知書(様式第2号)により、適当でないとき認めるときは所定の高知市団体旅行客誘致促進給付金給付却下通知書により当該申請をした給付対象者に通知するものとする。

2 市長は、給付金の給付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(給付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により給付金の給付決定を受けた給付対象者(以下「給付決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、給付申請を取り下げようとするときは、当該給付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市団体旅行客誘致促進給付金給付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の給付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第10条 給付決定者は、給付金の給付決定を受けた募集型企画旅行(以下「給付決定旅行」という。)について、次に掲げる事業内容の変更をし、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市団体旅行客誘致促進給付金変更承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 給付決定額の増額若しくは20%を超える減額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項の変更

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市団体旅行客誘致促進給付金変更承認(否認)通知書により当該申請をした給付決定者に通知するものとする。

(中間報告)

第11条 給付決定者は、次条に規定する実績報告の前に給付決定旅行の実施状況について、令和4年1月4日から令和4年1月14日までに高知市団体旅行客誘致促進給付金中間報告書(様式第4号)を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 給付決定者は、給付決定旅行の実施が完了したときは、令和4年2月25日までに高知市団体旅行客誘致促進給付金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(給付金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、給付決定旅行の実施内容等が給付金の給付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、給付すべき給付金額を確定し、高知市団体旅行客誘致促進給付金給付額確定通知書(様式第6号)により給付決定者に通知するものとする。

(給付金の給付請求及び給付)

第14条 給付決定者は、前条に規定する給付金額の確定通知を受けたときは、高知市団体旅行客誘致促進給付金給付請求書(様式第7号)により市長に給付金の給付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、給付金を給付するものとする。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 給付金を給付決定旅行の実施の目的以外に使用したとき。
- (4) 給付決定旅行の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 給付決定旅行の実施を中止又は廃止したとき。
- (6) 第12条の実績報告において、100に満たない実績人泊数を報告したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、給付金の給付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、給付決定旅行について給付すべき給付金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市団体旅行客誘致促進給付金給付決定取消通知書により給付決定者に通知するものとする。

(調査等)

第16条 市長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、この効力を失う。ただし、この要綱の失効前に給付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。